

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公開番号】特開2013-239762(P2013-239762A)

【公開日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-064

【出願番号】特願2012-109443(P2012-109443)

【国際特許分類】

H 04 N	1/00	(2006.01)
G 06 T	5/00	(2006.01)
G 06 T	1/00	(2006.01)
G 03 G	21/00	(2006.01)
G 06 F	3/12	(2006.01)
B 41 J	29/46	(2006.01)

【F I】

H 04 N	1/00	A
H 04 N	1/00	1 0 6 C
G 06 T	5/00	1 0 0
G 06 T	1/00	3 1 0 A
G 03 G	21/00	3 7 0
G 06 F	3/12	K
B 41 J	29/46	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月1日(2015.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る画像検品装置は、画像データを印刷して得られた印刷物をスキャンしてスキャン画像データを取得する取得手段と、前記取得手段により取得したスキャン画像データと比較するリファレンス画像データを設定する設定手段と、前記スキャン画像データと前記リファレンス画像データとを比較し、所定の判定基準に従って画像の良否を判定する判定手段とを有し、前記印刷物は、複数のページからなり、前記設定手段は、1ページ目の印刷物のスキャン画像データを、2ページ目以降の印刷物の判定で用いるリファレンス画像データとして設定することを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像データを印刷して得られた印刷物をスキャンしてスキャン画像データを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得したスキャン画像データと比較するリファレンス画像データを設定する設定手段と、

前記スキャン画像データと前記リファレンス画像データとを比較し、所定の判定基準に従って画像の良否を判定する判定手段と
を有し、

前記印刷物は、複数のページからなり、

前記設定手段は、1ページ目の印刷物のスキャン画像データを、2ページ目以降の印刷物の判定で用いるリファレンス画像データとして設定する
ことを特徴とする画像検品装置。

【請求項2】

前記設定手段は、さらに、前記所定の判定基準として、前記リファレンス画像データを基準とした画像特性の差の許容範囲を設定し、

前記判定手段は、前記スキャン画像データと前記リファレンス画像データを比較して、前記画像特性に関する差を導出し、該導出された差が設定された前記許容範囲内か否かに応じて画像の良否を判定する
ことを特徴とする請求項1に記載の画像検品装置。

【請求項3】

前記設定手段は、前記2ページ目以降の印刷物の判定で用いる前記画像特性の差の許容範囲を、前記1ページ目の印刷物の判定で用いる許容範囲よりも狭く設定することを特徴とする請求項2に記載の画像検品装置。

【請求項4】

前記設定手段は、前記画像データの印刷ジョブの設定に応じた画像処理の内容に基づいて、前記画像特性の差の許容範囲を設定することを特徴とする請求項2に記載の画像検品装置。

【請求項5】

前記画像特性は、濃度であることを特徴とする請求項2に記載の画像検品装置。

【請求項6】

前記設定手段は、前記画像データに対し、印刷ジョブの設定に応じた画像処理又は前記取得手段によるスキャンの特性に応じた画像処理を施した画像処理後の画像データを、1ページ目の印刷物のスキャン画像データとの比較に用いられるリファレンス画像データとして設定することを特徴とする請求項1に記載の画像検品装置。

【請求項7】

前記画像データは、複数のページ共通に利用されるテンプレートデータと、ページ毎に異なる属性のバリアブルデータとを含み、

前記設定手段は、前記バリアブルデータに対応する部分のみを更新して、2ページ目以降のリファレンス画像データを設定する
ことを特徴とする請求項1に記載の画像検品装置。

【請求項8】

画像データを印刷して得られた印刷物をスキャンしてスキャン画像データを取得する取得ステップと、

前記取得ステップにより取得したスキャン画像データと比較するリファレンス画像データを設定する設定ステップと、

前記スキャン画像データと前記リファレンス画像データとを比較し、所定の判定基準に従って画像の良否を判定する判定ステップと
を有し、

前記印刷物は、複数のページからなり、

前記設定ステップでは、1ページ目の印刷物のスキャン画像データを、2ページ目以降の印刷物の判定で用いるリファレンス画像データとして設定する
ことを特徴とする画像検品方法。

【請求項9】

請求項8に記載の画像検品方法をコンピューターに実行させるためのプログラム。